

平成29年6月

篠栗町議会第2回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：6月8日(木)～16日(金) 9日間)

会期	月	日	曜	会議・休会その他	開議時刻	摘 要
第1日	6	8	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
第2日	6	9	金	考 案 日		
第3日	6	10	土	休 会		閉 庁
第4日	6	11	日	休 会		閉 庁
第5日	6	12	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	6	13	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	6	14	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	6	15	木	予 備 日		
第9日	6	16	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成29年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成29年6月8日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 7番 , 8番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第25号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第6, 議案第26号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第7, 議案第27号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第8, 議案第28号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第9, 議案第29号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第10, 議案第30号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第11, 議案第31号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第12, 議案第32号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第13, 議案第33号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第14, 議案第34号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第15, 議案第35号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第16, 議案第36号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第17, 議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
22	専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) 〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕	総務建設 常任委員会
23	専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) 〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ いて〕	文教厚生 常任委員会
24	専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) 〔平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に ついて〕	予算 特別委員会
38	篠栗町放課後児童クラブ条例の制定について	文教厚生 常任委員会
39	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	総務建設 常任委員会
40	篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
41	平成29年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
42	平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に ついて	予算 特別委員会
43	平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について	予算 特別委員会
44	平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正 予算(第1号)について	予算 特別委員会
45	平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1 号)について	予算 特別委員会
46	平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会

平成29年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成29年6月12日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	1番	古屋 宏治	議員
2.	2番	田辺 弘之	議員
3.	7番	横山 久義	議員
4.	12番	荒牧 泰範	議員

平成29年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成29年6月16日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)
[篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について]
- 第2, 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)
[篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について]
- 第3, 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)
[平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について]
- 第4, 議案第38号 篠栗町放課後児童クラブ条例の制定について
- 第5, 議案第39号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第40号 篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第41号 平成29年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について
- 第8, 議案第42号 平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第9, 議案第43号 平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第10, 議案第44号 平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第11, 議案第45号 平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第12, 議案第46号 平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第13, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成29年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月8日(開会)

平成29年 第2回 定例会 会議録

日時 平成29年6月8日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
		5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

4番 山 田 眞 士

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	久 芳 良 行
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	岡 部 禎

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、山田 眞士 議員が病休のため欠席ですが、定足数に達していますので、開議は成立いたします。

ただいまから、平成29年第2回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、7番 横山 久義 議員、8番 大楠 英志 議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日より6月16日までの9日間に決定しました。

日程第3、「議案の上程」を行います。

本定例会に提出されております議案は、議案第22号から議案第46号までの25議案でございます。

それでは、議案第22号から議案第46号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、平成29年第2回の定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

麦刈りも終わり、平地でも田植えが始まりました。梅雨のまとまった雨が待たれる6月上旬でございます。町の至る所で見える紫陽花も、次のひと雨で大きく花開く気配でございます。とはいえ、今年も集中豪雨だけは降りませんようにと、皆様と共に願うばかりでございます。

それでは、提案理由の説明に入ります前に、平成29年第1回定例会以降の諸情勢の報告をいたします。

平成29年度も、私は篠栗町長として、いくつかの対外的な役職を務めております。須恵町外二ヶ町清掃施設組合組合長、福岡県町村会理事、全国森林セラピー基地ネットワーク会議会長をはじめ、福岡都市圏広域行政事業組合副管理者、ダム・発電関係市町村全国協議会福岡支部長、公有林野所在地自治体協議会福岡支部代表、地域から森里川海のつながりの回復に取り組む首長の会幹事等でございます。与えられた役職につきましましては、しっかりとその職務を全うする所存でございますが、軸足はしっかりと町政運営に置いてまいりますので、何とぞよろしく願いいたします。

5月22日（月曜日）に、「平成29年度まちづくり住民説明会」を開催いたしました。「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実践を中心に、平成28年度の事業報告と平成29年度に取り組む事業等についての説明が主な内容でございます。

その中で、いよいよ篠栗町駅東側自由通路の建設工事に着手することを報告いたしました。約1年半の間、役場駐車場、駐輪場の使用が制限されることをお知らせし、6月1日から工事がスタートしたところでございます。様々な方法で周知しておりますが、議員の皆様へのお問い合わせも多々あろうかと存じます。その際は、よろしくご説明をお願いいたします。

篠栗北地区産業団地整備計画におきましては、いよいよ予定地内の立木伐採に取り掛かり、年度中には造成工事がスタートすることも説明いたしました。この件も、工事が本格的にスタートする際には、近隣行政区をはじめ関係各方面に十分に工事の内容、期間等をご説明し、安心していただけるよう配慮したいと考えております。

また、5月30日に、平成29年度第1回篠栗町青少年健全育成推進協議会を開催いたしました。この会は、青少年に社会の温かいまなざしや心がいきわたり、豊かな心が育まれるまちをめざす住民総参加の協議会で、校区ごとのコミュニティーや各種団体がそれぞれの立場から、次代を担う青少年と共に歩む活動を展開しているものでございます。

昨年度から全町運動として「あいさつ運動」を展開しているところでございますが、本年度は毎月15日を「あいさつ・ゴミ0クリーン」運動の日と設定し、さらに厚みを増した運動を展開していくことを決議いたしました。議会におかれましても、さらなる関心をお持ちいただきまして、運動推進の後押しをしていただきます

ようよろしくお願いいたします。

最後に、行政運営に関し、いくつかの不手際があり、議会・住民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

まず1点目は、「町営住宅家賃算定における誤りについて」でございます。

平成29年度の家賃算定をするにあたり、算定根拠の確認中に平成17年度以降の町営住宅の家賃設定に誤りがあり、63世帯の住民の皆様に対し、過大徴収をしていたことが判明いたしました。議員の皆様には、平成29年第1回定例会の全員協議会において詳細をご説明し、本定例会において還付金についての補正予算審議をお願いすることとしております。

2点目は、「後期高齢者医療保険の軽減誤りによる過大・過少徴収について」、本町でも3世帯の方が対象となり、更正処理をいたしました。厚生労働省における保険料計算システムの設定に誤りがあったためではございますが、町民の皆様にご迷惑をおかけする事態となりました。また、国民健康保険におきましても、同様の誤りが8世帯ありまして、更正処理を行ったところでございます。詳細は本日の全員協議会において、ご報告いたします。

3点目は、6月2日に教育委員会が開催いたしました、「平成29年度篠栗町小中学校ランドデザイン説明会」において、配布した資料の名簿に構成委員でございます議会文教厚生委員のお名前のおひとりをご記載漏れしていた件でございます。私は町長として毎回の議会の挨拶において、「行政運営の両輪として議会の皆様のご指導、ご協力をお願いいたします。」と申し上げてまいりました。また、日ごろから職員に対しても、議会に対する敬意と議会との連携を厳しく指導してきたつもりでございましたが、こうした事態を引き起こしましたことを大変申しわけなく思います。心からお詫び申し上げます。

今後かかることのないよう、教育長はじめ教育委員会部局のみならず、町長部局におきましても、役職員の気を引き締めて仕事に臨むよう指導してまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

また、各課における事務処理についても、上位法をきちんと理解し、また福岡県の指導をしっかりと受けながら、曖昧な処理によって住民の皆様にご迷惑をおかけすることのないよう改善に努めます。大変申しわけございませんでした。

私は、昨年から申し上げてきたように、住民の皆様との対話を大切にして、篠栗町の自治の発展に向けて邁進する所存でございます。議会におかれましても、これまでと同様、町民の皆様との対話を重視いただき、さらに開かれた篠栗町議会を目

指していただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております、議案第22号から議案第46号までの25議案について説明いたします。

議案第22号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」であります。

本議案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、篠栗町税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正の主な内容は、1点目として、軽自動車税について、グリーン化特例制度の適用期間を平成31年3月31日まで延長するとともに、消費税の増税に伴い、環境性能割及び種別割の二つの税目を創設するものであります。

2点目として、法人住民税について、法人税割の税率を現行の12.1%から8.4%に引き下げるものであります。

3点目として、固定資産税の税負担軽減措置である、いわゆる「わが町特例」について、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育事業費等の用に直接供する家屋及び償却資産及び緑地管理機構が設置・管理する公開緑地の用に供する土地について条例化するものであります。

議案第23号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」であります。

本議案は、国民健康保険法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴い、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容は、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する「所得判定基準」について、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減の基準については5,000円、2割軽減の基準については1万円引き上げるものでございます。

議案第24号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」であります。

本議案は、平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、平成28年度の同会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、平成29年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金1億2,499万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億828万6,000円とするものであります。

議案第25号から議案第36号までの12議案は、「篠栗町農業委員会委員の任命について」であります。

本議案は、現農業委員会委員が平成29年7月19日をもって任期満了となるため、次期農業委員会委員を任命するにあたり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

当該委員の選出に当たっては、平成29年3月1日から3月31日までの1月間を募集期間とし、その間に農業者団体等による推薦又は自ら応募された12名全員について「篠栗町農業委員会の委員選任に関する規則」及び「篠栗町農業委員会委員候補者選考委員会規程」に基づき選考が実施され、「農業委員会委員として適当であると認められる」との意見も得ております。

議案第37号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、現委員の郡嶋正弘氏が平成29年9月30日をもって任期満了となるため、再任の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

議案第38号は、「篠栗町放課後児童クラブ条例の制定について」であります。

本議案は、児童館設置条例等に基づき実施する児童館での放課後児童クラブに加え、篠栗町立小中学校管理規則に規定する休業日において、休業日拡大放課後児童クラブを設置するにあたり、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第39号は、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、人事院規則が改正され、所要の措置を講じる必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、「養育里親」と「養子縁組里親」が法定化されたことにより、引用している条文の改正を行うとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する「育児休業承認」、「育児休業期間の延長」及び「育児短時間機関の承認」

に関して条例委員に委任されている特別な事業として、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を認めるものであります。

議案第40号は、「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、町立児童館の管理及び運営に関する事項を追加し、法人等への運営の委託についての要件を明確化するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第41号は、「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」であります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,545万3,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ96億6,673万5,000円とするものであります。

まず、歳入につきまして、増額の主なものといたしましては、地方交付税のうち普通交付税 1,768万2,000円、県支出金のうち耐震改修促進事業補助金 120万円、諸収入のうち宝くじ助成事業補助金 252万2,000円、町債のうち緊急防災・減災事業債 450万円などを追加するものであります。

減額の主なものといたしましては、諸収入のうちコミュニティ助成事業補助金減額の440万円、町債のうち自然災害防止事業債 減額5,000万円、防災基盤整備事業債 減額の340万円などがございます。

次に、歳出につきましては、増額の主なものといたしましては、民生費において児童館費といたしまして（拡大放課後児童クラブ事業費）71万円、商工費におきまして商工総務費といたしまして（商工会プレミアム付商品券事業補助金）300万円、土木費において都市計画総務費といたしまして（耐震改修促進事業補助金）120万円、町営住宅管理費といたしまして（町営住宅使用料過誤納付還付金）1,036万8,000円、他会計繰出金において国民健康保険特別会計繰出金 407万1,000円、篠栗北地区産業団地整備事業特別会計繰出金 1,511万1,000円、その他人事異動等による人件費 762万1,000円などを追加するものでございます。

減額の主なものといたしましては、土木費において河川費といたしまして（尾仲乙犬地区水路改修工事）減額5,000万円。これは、都市整備課で実施予定であった同工事を上下水道課で実施することとしたことによる予算の組み替えでございます。教育費において社会教育総務費といたしまして（コミュニティ助成事業補助金）減額440万円、他会計繰出金において後期高齢者医療特別会計繰出金 減額

334万1,000円などがございます。

次に、債務負担行為につきましては、粕屋南部消防組合の水槽付き消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の整備、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用に伴う粕屋南部消防組合分担金（平成28年度同意債元利償還金）について、期間を平成29年度から平成33年度までとし、限度額1,318万7,000円の債務負担行為を行うものがございます。

また、地方債につきましては、緊急防災・減災事業債450万円を追加し、自然災害防止事業債及び防災基盤整備事業債を廃止するものであります。

議案第42号は、「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、人件費の補正により、歳入歳出それぞれ407万1,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ39億1,235万7,000円とするものであります。

議案第43号は、「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」であります。

本議案は、人件費の補正により、歳入歳出それぞれ334万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億782万7,000円とするものであります。

議案第44号は、「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

本議案は、造成地の樹木伐採・準備工事・防災工事並びに造成工事の本年度分と雨水排水路となる津波黒地区水路保護のための測量・地質調査等の費用を補正するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億778万9,000円増額し、予算の総額をそれぞれ6億7,299万2,000円とするものであります。

議案第45号は、「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。

本議案は、人件費及び建設改良費・企業債の補正により、

第3条 収益的収入及び支出において、支出に355万7,000円を減額し、収益的支出の総額を8億2,556万円とするものであります。

第4条 資本的収入及び支出において、支出に5,000万円を追加し、資本的支出の総額を5億9,206万5,000円とする。

収入に5,000万円を追加し、資本的収入の総額を4億6,320万1,000

円とするものであります。

議案第46号は、「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」でございます。

本議案は、人件費の補正により、

第3条 収益的収入及び支出において、支出に5万5,000円を追加し、収益的支出の総額を5億300万6,000円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第22号から議案第46号までの25議案を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第25号から議案第37号までは人事案件ですので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、議案第22号と議案第23号、及び議案第38号から議案第40号までの5議案につきましては、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

また、議案第24号と議案第41号から議案第46号までの補正予算7議案については、議長除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、5番 村瀬 敬太郎 議員、副委員長は、6番 今長谷 武和 議員です。

最後に、報告第3号規則は、所管の常任委員会での報告を受けていただき、報告第4号から報告第7号までの4件については、14日の予算審査終了後に全員で報

告を受けたいと思います。

日程第 5、議案第 25 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

ここでお諮りします。

「日程第 5、議案第 25 号」から「日程第 16、議案 36 号」までの 12 議案については、関連議案でございます。

会議規則第 37 条の規定によりまして、一括議題とし、12 議案一括して説明を受け、採決については、1 議案ごとに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、議案第 25 号から議案第 36 号までの 12 議案を一括議題といたします。

12 議案一括して、栗原産業観光課長の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（栗原 俊孝） 議案第 25 号から議案第 36 号までの「農業委員の任命同意の議案について」ご説明をいたします前に、農業委員の選出方法が変更となったことについてご説明いたします。

農業委員は、これまで公選制により選出されていましたが、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました改正後の農業委員会等に関する法律により、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改められました。

よって、今回議案の同意を伺うものです。

それでは、ご説明いたします。

議案第 25 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住所；糟屋郡篠栗町大字和田 7 4 5 番地

氏名；松田 護

生年月日；昭和 26 年 1 月 2 日

平成 29 年 6 月 8 日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

現農業委員会委員の任期が、平成 29 年 7 月 19 日をもって満了となるため。

履歴等につきましては、次ページに記載しておりますのでご参照願います。

次に、議案第26号から議案第36号までは、同じ篠栗町農業委員会委員の任命についての案件でございますので、議案番号、住所、氏名、生年月日についてのみご説明いたします。

議案第26号

住所；糟屋郡篠栗町大字尾仲38番地72 サンコーポラス501号

氏名；三代 由美子

生年月日；昭和38年5月11日

議案第27号

住所；糟屋郡篠栗町大字高田348番地

氏名；藤 勝徳

生年月日；昭和24年6月19日

議案第28号

住所；糟屋郡篠栗町大字乙犬32番地2

氏名；関 寛仁

生年月日；昭和26年1月28日

議案第29号

住所；糟屋郡篠栗町大字津波黒634番地1

氏名；城戸 一寿

生年月日；昭和23年2月1日

議案第30号

住所；糟屋郡篠栗町大字篠栗2952番地1

氏名；岡部 秀美

生年月日；昭和24年11月9日

議案第31号

住所；糟屋郡篠栗町大字萩尾827番地

氏名；萩尾 由紀子

生年月日；昭和30年1月2日

議案第32号

住所；糟屋郡篠栗町大字尾仲1086番地1

氏名；鷹巢 礼子

生年月日；昭和30年9月26日

議案第33号

住所；糟屋郡篠栗町大字萩尾 2 0 1 番地 1

氏名；呑山 辰巳

生年月日；昭和 1 6 年 8 月 1 2 日

議案第 3 4 号

住所；糟屋郡篠栗町大字篠栗 4 2 7 9 番地

氏名；藤 憲作

生年月日；昭和 2 4 年 1 1 月 2 日

議案第 3 5 号

住所；糟屋郡篠栗町大字尾仲 7 9 5 番地 1

氏名；古屋 英昭

生年月日；昭和 2 4 年 6 月 6 日

議案第 3 6 号

住所；糟屋郡篠栗町大字金出 3 4 7 1 番地

氏名；藤 好信

生年月日；昭和 2 1 年 7 月 2 0 日

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの産業観光課長の説明に対し、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております 1 2 議案は、人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め、これより採決を行います。

まず、日程第 5、議案第 2 5 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方のご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 2 5 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第 6、議案第 2 6 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第27号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第8、議案第28号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方のご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第9、議案第29号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方のご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第10、議案第30号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方のご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第11、議案第31号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案31号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第12、議案第32号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方のご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第 1 3、議案第 3 3 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 3 3 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第 1 4、議案第 3 4 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 3 4 号は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第 1 5、議案第 3 5 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 3 5 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第 1 6、議案第 3 6 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 3 6 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第 1 7、議案第 3 7 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を井上福祉課長に求めます。

福祉課長。

○福祉課長（井上 勝則） それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第 3 7 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

住所；糟屋郡篠栗町大字篠栗 4 7 1 6 番地 5

氏名；郡嶋 正弘

生年月日；昭和 1 9 年 9 月 2 2 日

平成 2 9 年 6 月 8 日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

人権擁護委員 郡嶋 正弘 氏が、平成 29 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものです。

履歴書につきまして、次ページに記載していますのでご参照お願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの福祉課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これを持ちまして散会といたします。

散会 午前 10 時 39 分

平成29年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月12日(一般質問)

平成29年 第2回 定例会 会議録

日時 平成29年6月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
		5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

4番 山 田 眞 士

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	久 芳 良 行
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	岡 部 禎

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、山田議員が病休のため欠席ですが、定足数に達していますので、開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様に、大変申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。

「一般質問通告書一覧」というのをお持ちだろうとは思いますが、質問順位4番に「教育委員会の機関の現状を問う」ということで、松田 國守 議員が明記してありますが、これは荒牧 泰範 議員でございますので、申しわけございませんが訂正をよろしく申し上げます。

本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配布しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、「一般質問」を行います。

質問者は4名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様は議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も、言葉遣いには気をつけるように求めます。発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、古屋 宏治 議員、通告数は1問です。

○議員（古屋 宏治） おはようございます。

議席番号1番、古屋でございます。

よろしく申し上げます。

本日は、「救命できる体制づくりについて」ご質問いたします。

先日、尾仲区の自主防災会議におきまして、AEDの使い方、心肺蘇生法、胸骨圧迫、いわゆる心臓マッサージ等の講習会がありました。役場の職員の方や女性消防隊のご協力により、多くの区民の方が参加され、体験されておられました。

AED(自動体外式除細動器)は、2004年7月に厚生労働省より、非医療従事者である一般市民が、救命の現場でAEDを使用することが認められ、急速に普及し始め、公的施設はもちろんのこと、民間施設でも人が多く集まるショッピングセンターや心肺停止リスクのあるスポーツ施設等には目につきやすいところに設置してあります。

心臓突然死は、いつ・どこで・だれに起こってもおかしくありません。

心臓突然死の大半は、心室細動という不整脈によって起こり、心室は心臓から血液を送り出す役割を果たしていますが、心室細動では、この心室が痙攣して細かく震える状態となり、血液を送り出すことができなくなります。

脳への血流が途絶えると、数秒で意識を失い、適切な治療を受けることなくその状態が続けば数分で死に至ります。多くの心室細動が起きた方は、病院に到達する前に亡くなってしまいます。

心室細動を正常な脈に戻すには、心臓に電気ショックを通電して強制的に心臓の異常なリスクをリセットする、電氣的除細動をできるだけ早く行う以外ありません。除細動が1分遅れるごとに約10%ずつ生存率が低下していきます。

特に、脳は血流障害には極めて弱く、血流が途絶えて数分たつと脳細胞が死んでしまいます。

救急隊が到着するまでにAEDによる除細動や心臓マッサージ、人工呼吸などの心肺蘇生術を行って脳細胞のダメージを最小限に抑えることで、生存率や社会復帰率が高くなります。

まさに、AEDを設置しただけでは、突然心停止となった方を救命することはできません。やはり、AEDをいつでも、だれでも、使えるよう維持管理や設置箇所を増やすこと、また、設置箇所を周知することが大切であり、何より一番大切なことは、使える方を増やすことです。

そこで四つの質問をいたします。

1 番目、本町には、どのような施設に何カ所ぐらいAEDを設置してあるのか。

また、設置箇所をどのように町民の方に周知してあるのか。

2 番目、今までにAEDが使用された例はあるのか。

3 番目、行政主催や小中学校でのAEDの使い方、心肺蘇生法の講習会を行われてあるのか。

4 番目、AEDの24時間使用対応について。

以上、4つのことを質問いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

それでは、古屋議員からの「救命できる体制づくり」のご質問にお答えいたします。

成人の心疾患による突然死の原因には急性心筋梗塞と脳卒中がございます。これらは生活習慣病とも言われ、がんとともに現在の日本人の主な死因でございます。

突然死に至る心室細動による心肺停止の一次救命措置にあたっては、心肺蘇生開始まで1分遅れるごとに約7から10%低下すると言われており、救急車の現場到着までの間の初動対処として、先ほどからお話がありますように、心肺蘇生法とAEDの使用による迅速な救命措置が必要不可欠でございます。

このような中、本町といたしましても、従来からAEDの重要性を認識しており、公共施設に設置した後、区長会からの強い要望もあり、平成26年度に糟屋郡内でいち早く各区公民館にAED設置を進めたところでございます。

それでは、ご質問の4項目につきましては、担当課であります総務課長から答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） おはようございます。

それでは、議員ご質問の4点につきまして、ご説明をいたします。

まず、1点目のご質問、「AEDの設置状況及び町民への周知方法について」お答えをいたします。

本町では、現在、役場庁舎をはじめ、小・中学校や幼稚園、公民館、体育館など多くの方が利用されます公共施設40箇所にAEDを設置しております。

また、民間の事業所等においては、老人福祉施設、歯科医院等の約30箇所にAEDが現在設置をされております。

設置場所につきましては、広報紙・各区回覧板等によりお知らせをいたしておりますほか、女性消防隊の啓発活動により周知をしてきたところでございます。

また、「一般財団法人・日本救急医療財団」のホームページでも町内の設置場所が確認をできるようになっておるところでございます。

次に、2点目の「AEDが使用された例について」のご質問にお答えをいたします。

本町で把握している限りでは、平成23年度に篠栗駅において使用された事例と、平成25年度に南蔵院において使用された事例の計2件を確認いたしております。少なくともAEDによって2名の尊い人命が救出された実績がございます。

次に3点目の「行政主催や小中学校でのAEDの使い方、心肺蘇生の講習会は行われているのか」についてのご質問にお答えをいたします。

現在は、応急手当普及員の資格を取得している、篠栗町消防団女性消防隊が各行政区、事業所、児童館及び文化祭等でAED操作並びに心肺蘇生法講習を行い、これまでに計35回、述べ約1,000人の住民に対して普及活動を行ってきたところでございます。

小中学校におきましては、教員と保護者を対象といたしまして、それぞれ年1回の講習会が開催され、もしものときにも的確に行動できるよう、基礎的な知識・技術の取得に努めているところでございます。

最後に、4点目の「AEDの24時間使用について」のご質問にお答えをいたします。

現在、24時間使用可能なAEDにつきましては、町が保有しているものとして、役場庁舎内、各小・中学校及びクリエイト篠栗に計9箇所配備されております。

今後、24時間利用可能なコンビニエンスストアに設置を依頼する等により、救命率の向上と住民に安心感を与える効果が期待できるため、各民間事業者に対し、AEDの設置を働きかけることを検討してまいりたいと思っております。

ご指摘のとおり、「使える人を増やすこと」は最も重要な要素であり、今後、町全体として、女性消防隊、自主防災組織と力をあわせてAEDの使い方、心肺蘇生に関する知識・技術向上に励み、安心して住めるまちづくりに励んで参りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 質問ございますか。

はい、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） 今課長の方からご報告がありましたとおり、篠栗町には、公共施設に40箇所、それから病院、老人ホーム等に30箇所ということで、あと企業等に12箇所ありまして、合計、篠栗町に82箇所設置してあります。

粕屋郡内でも、粕屋町に次ぐ設置数の多い町になっております。少しずつ普及しているのではないかと思います。まだまだ緊急時のことを考えると、不足していると思います。

先ほど申しましたけども、心肺停止してから数分間における迅速な措置が重要であり、救急車が現場に到着するまで、南部消防署の現場到着までの平均時間は8.4分だそうです。

心肺停止の対処としては、心肺蘇生法を実施することが最も有効であり、AEDの活用により救命率が上がると言われております。AEDを効果的な場所へ配置し、有効的に活用すれば救える命はたくさんあると思います。

先週の西日本新聞にも「篠栗ラン&ウォーク88の参拝マラソン」のことが大きく掲載されてありました。森林セラピーは、我が町の看板であります。森林マラソン、春らんまんハイキングといったイベントがたくさんあります。

あってはならないことですが、万が一のためにも、行政のほうで今まで以上に力を入れていただいて、商工会、観光協会、霊場会等に協力を願いながら、また、民間事業者、町民の方に対しても、設置の働きかけをさらにお願いをいただかせんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） 今、議員ご質問されたとおりであると思っております。

できるだけ、多くのAEDを設置できる環境づくりのために、地元の企業の皆様ともお話をしながらですね、普及活動を進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、ございますか。

どうぞ、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） それからすいません、周知についてですけども、先ほど「広報紙、それから回覧版、女性消防隊の啓発活動によって行っておられます」ということでございますけども、防災マップのようなものを作っていただくのが1番いいことだとは思いますが、設置箇所をこれから増やしていただくためにも、毎回修正ということは厳しいと思っておりますので、先ほど申されました「一般財団法人・日本救急医療財団」、ここのホームページに粕屋南部消防署のホームページから直接つながるようになっております。そのことを町のホームページや広報で繰り返し載せていただくことによって、南部消防署のホームページから設置箇所の位置図や、それから住所・設置名が見られます。この辺にはどこの施設に設置してあるのか、頭に入れておくことが大切で、多くの方に検索していただけるよう周知のほうをよろしくお願いをしたいと思います。

これは要望でございます。

それから、3点目の「行政主権とそれから小学校の件」でございますけども、町のほうで35回、1,000人の方に講習を行われたと、それから年1回、小学校でも行われているということでございます。

特に、小学校・中学校に関しましては、命を守る教育授業として取り扱っていただき、その場にいるだれもが、どれだけ冷静に、適正に、救命措置をやれるかということが大事であり、町でも、それから小・中学校でも、年に一、二回は、講習会を定期的に行っていただき、慌てず冷静に措置できるよう、皆さんにそういう経験をしていただきたいと思いますので、これを町の計画的な講習会ということができないでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） すみません、私からも答弁をさせていただきますが。

今、お話がありましたように、周知をするということは大変重要なことでございます。

いろんな機会で、今まではご要望に応じて女性消防隊等々で派遣して対応しておりましたが、今、議員からご指摘のように町として計画性をもって、年度別にこういう方面に周知徹底をするというような作業も必要であろうかと思っております。

特に、今お話の学校関係であるとかいうところも、しっかりと対応しなければいけませんし、公民館、各区におきましても、21区、これは継続的に巡回しながら何度もやっていくことが必要であろうかと思っておりますので、今お話のように計画性を持って対応するという、その計画書もあわせて担当課のほうで作りながらやってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） 最後にですけど、4番目の「24時間体制について」でございます。

町では、公共施設9箇所に設置してあって24時間対応ということでございますけども、公共施設とか、今設置してある民間の病院・企業というのは、ほとんどが平日の昼間の時間帯しか利用できません。早朝や夜間及び休日は、施設が施錠されることが多く利用できない場合がございます。これはどこの町でも、こういう問題があると思えます。

他県では、静岡県の上田市であるとか、沖縄の那覇市、北海道の石狩市、福岡県では、柳川市が24時間営業のコンビニエンスストア、こちらのほうに、ご協力を願って設置されてあると聞いております。我が町でもコンビニエンスストアや24

時間営業のスーパーの設置の依頼をお願いいたしまして、設置していただければ、あそこに行けば必ずA E Dがあると、迅速なA E D処置、心肺蘇生による一次救命ができ救命率向上につながると思います。

先ほども課長が申されましたとおり、町民の方々の安心感を与えるためにも、ぜひとも24時間営業してあります、こういうコンビニエンスストアであるとか、スーパーであるとか、そういうところにも、ぜひお声掛けをいただいて、設置のご協力をしていただきたいと思いますけれども、要望で終わります。

じゃあ、すみません、よろしくをお願いします。

○議長（阿部 寛治） 町長が答えるそうです。

○町長（三浦 正） 今お話のですね、24時間対応につきましては、例えば役場の場合は、玄関は閉庁しておりますけれども、警備員がおりますので対応はできる、クリエイトもそうなんですけれども、なかなか奥まで入って行くっていうことは難しいというようなことで、わかりやすいところでの24時間対応が望まれることはもちろんでございます。

今、大手の尾仲にありますスーパーにはA E Dはありますけれども、コンビニ等についてはですね、まだまだ設置されていないのが状況でございますので、今いろいろなお話の先進事例をしっかり参考にしながらですね、業者のほうで置いてもらうか、あるいは私どもが設置をお願いして、町の費用で設置するかっていうこともいろいろ考えていきながら、そして、その場合には、先ほどのお話にも重なりますが、住民の皆様へのわかりやすい周知も含めてですね、考えていきながらできるだけ早急にそういう夜間への対応もできるような対策を作っていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議員（古屋 宏治） 質問終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、続きまして、質問順位2番、田辺 弘之 議員。

○議員（田辺 弘之） おはようございます。

議席番号2番、田辺 弘之でございます。

本日は、「固定資産台帳について」質問いたします。

固定資産台帳とは、総務省の資産評価および固定資産台帳整備の手引きによれば、「固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、経緯を個々の資産ごとに管理するための台帳で、自治体が所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価格、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの」とあります。

その作成方法は、

- ・固定資産を種類、耐用年数の異なる資産ごとに記帳
- ・開始時において原則として、全ての固定資産について評価・整備
- ・以後、継続的に、購入、無償取得、除売却、振替及び減価償却を含む増減について記録（これは、通常年1回更新となっております。）
- ・大規模修繕の支出は、新規取得資産として登録
- ・建設中の資産は、建設仮勘定として登録し、完成後に本勘定に振替える

とあります。

多くの地方自治体が決算統計データを利用した「総務省方式改定モデル」を採用してきました。

この改定モデルは、固定資産台帳の整備が十分ではないなどの要素があり、平成27年1月に総務省より「統一基準による地方公会計制度整備促進について」の通知が発表され、全ての自治体において、3年間で統一基準による財務諸表を作成されるよう要請されました。

篠栗町では、早い段階から統一的基準による財務書類等を導入し、財務状況の把握は他の自治体に比べて進んでいると思います。

一昨年12月に一般質問を行いました「篠栗町公共施設等総合管理計画」の実施も、その根拠となるデータは固定資産台帳をもとに、より正確に作成することが大切だと考えます。

そこで、固定資産台帳について3点。

はじめに、台帳の整備状況。

次に、台帳に記されている項目。

最後に、企業会計の下水道施設等にも反映されているのかを質問いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対して、答弁を願います。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、田辺議員の「固定資産台帳について」のご質問に答弁をいたします。

一昨年の継続的な「公共施設白書」の作成についてというご質問、同じく田辺議員からいただきましたが、この際にも篠栗町の将来に向けた公共施設のあり方について、建設的なご質問いただいたという中で、次のように私は答弁をいたしました。

「公共施設等総合管理計画」の継続的な改定は40年間と設定し、10年間の期

ごとに見直しを行うことを基本とするとともに、上位関係計画や社会情勢の大きな変化、また、歳入歳出の状況や制度の変更など、試算の前提条件における変更が生じた場合においても、適宜見直しを行うものとする。

また、今後の町の予想人口と人口構成を基に、施設の近隣町との共有など、必要と思われる公共施設の選択をしていかなければならないと考えています。

そして、最後に、水道事業など広域化することによりコストを最小限に止め、継続的な安定供給を目指す動きも出ており、多岐にわたる自治体業務を滞らせることのないよう、将来の負担増に向けての備えと工夫をしっかりとって参らなければならないと考えている。

ということを申し上げました。

今回のご質問は、言わば「公共施設等総合管理計画」の基礎資料となる、「固定資産台帳」をどれだけ正確かつ体系的に整理しているかについてのご質問であろうかと思えます。

私も固定資産台帳の体系的整理は、大変重要な事項であると認識しているところでございます。

ご質問の3項目につきましては、具体的に財政課長から答弁をいたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、財政課長。

○財政課長（立花 博友） それでは、田辺議員の三つのご質問に順次お答えいたします。

まず、「固定資産台帳の整備状況について」でございますが、町が所有します土地、建物、道路、橋梁等を管理します固定資産台帳の整備状況について。

本町におきましては、議員が言われますよう、平成20年度公会計導入当初から統一的基準に基づくシステムを採用いたしております。

また、毎年の工事等の費用につきましては、その施設に反映させてまいりました。それにつきましては、毎年更新いたしております。

なお、昨年度、総務省の通達に対応するため、新公会計システムを導入いたしております。高い水準で整備できているものと考えております。

次に、「固定資産台帳に記載される項目について」でございますが、新公会計モデルを採用しております。所在地、所属（課等）、勘定科目、件名（施設名）、リース及び所有物かという区分、それから、建物の構造、耐用年数、取得年月日、供用開始年月日、取得価額または取得価格相当額、増減異動日付、増減異動前簿価、

今回増加または減少額、増減の異動後の簿価等の項目のほか、延べ床面積、建物の階数、地目、稼働年数、減価償却累計額などにつきましても、記載しております。

最後に、「企業会計の下水道施設などにも反映されているのかについて」でございますが、公営企業会計につきましては、統一基準に基づく台帳整備が義務付けられておりまして、流域関連下水道事業におきましては、公会計導入当初は、特別会計でしたので、一般会計と同様に行っておりましたが、平成26年度 企業会計を採用以来、その整備を独自に完了しているところでございます。

なお、水道事業については、以前から整備されております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 田辺議員、再質問。

はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） ただいま、統一的基準に基づく新会計システムと言われましたが、国は財務書類を初め、固定資産台帳などの作成、またそれらを基に、将来施設更新、必要額の推計、事業や施設といったセグメントに分解した書類の作成などを行う機能を備えた、地方公会計標準ソフトウェアを地方公共団体に無償で提供しておりますが、篠栗町では、どのようなソフトウェアで管理しているのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、財政課長。

○財政課長（立花 博友） 篠栗町は国からの分は採用しなくて、当初から財務会計と連動しました公会計システムを採用いたしております。

NECの機能になるかと思いますが、もともと、それを採用いたしまして、国からのものは扱っておりません。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 社会的インフラ、道路や橋梁の調査は、本年度より開始されるとのことでしたが、進捗状況と、これらは固定資産台帳に反映されるのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、立花課長。

○財政課長（立花 博友） 固定資産台帳につきましては、毎年、工事箇所については、その費用について載せております。

道路台帳につきましては、ここ何年かの分が更新されております。

しかしながら、本年度から導入いたしますGIS（地理情報システム）、これによりまして、整備が進みますので道路台帳の整備完了後に、それらについて突合い

たしまして、より正確なものとしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 質疑ありますか。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） この固定資産台帳を公表する、今後予定はあるのでしょうか。

昨年11月に、ここにありますが、11月7日に総務省自治財政局財務調査課長が「公共施設マネジメントの一層の推進について」ということで、固定資産台帳による資産情報の公表とあります。

ちょっと読みますけども、固定資産台帳の整備により網羅的に把握される資産の状況を広く地域において共有し、民間事業者とも連携を図りつつ、未利用資産等の活用を進めることが重要であることから、整備した固定資産台帳については、資産の用途や売却可能区分を含めて公表されるように検討されたいこと。

また、この資産評価及び固定資産台帳整備の手引きには、今後すべての地方公共団体に適用する統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、自団体の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になることから、各地方公共団体の財政状況を示す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として、固定資産台帳を整備する必要があります。

また、将来世代と現世代の負担公平性に関する情報や施設別・事業別のセグメント別の財務情報をあわせて示すこと等により、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも、同台帳の整備は重要であり、民間事業者によるPPP/PFI事業への参入促進にもつながると考えられます。上記の観点等から、固定資産台帳については、公表を前提とします、とあります。

今年の3月末現在では、ほとんどの自治体が財務諸表は公表しておりますが、固定資産台帳に関しては、わずかしこ公表しておりません。

その公表のデータ形式は、千葉県習志野市や沖縄県渡名喜村がPDF、福島県郡山市がCSV、埼玉県和光市がエクセルなどとなっておりますが、公表の予定をどうお考えなんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、財政課長。

○財政課長（立花 博友） 固定資産台帳の公表予定についてでございますが、まず、全ての資産の公表は、膨大な量になるかと思えます。

道路台帳との突合が終了いたしまして、その公表の範囲、それから方法等につき

ましては、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） この篠栗町公共施設等総合管理計画では、既存施設を大きく三つの段階に分類し、早急に検討しなければならないものを平成32年度を策定期限としておりますが、これらにも反映されるのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、財政課長。

○財政課長（立花 博友） 公共施設等総合管理計画には、今、固定資産台帳に入っているもの全て掲載いたしております。

その個別計画には、その分のデータ等を十分に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） はい、わかりました。

公表の予定も含めて、1日でも早く固定資産台帳が整備され、町の大切な資産の有効活用がなされることを要望して、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 質問順位3番、横山 久義 議員。

○議員（横山 久義） おはようございます。

議席番号7番、横山でございます。

それでは、さっそく質問に入らせていただきます。

住民の皆様から、我が町には「活気がない」とか「夢がない」だとか、表現は違っても町の元気のなさを指摘する声を聞きます。

そして、最近その声は大きく、しかも厳しさを増しているように思えてなりません。住民の方は、理屈ではなく感性で判断されます。そしてその感性は、尊重するに値するものと思っております。

ですから、その声に少しでも応えるためにも、今回から数回、「華のある町づくり」と題し、質問を行いたいと考えております。

執行部の皆さんは、まちづくりの充実には多くの費用が必要だと考えておられると思います。

確かに、最近工事が始まった篠栗駅東側自由通路建設のように、多額の費用を要することもあります。そうでもないケースもあるのも事実であります。

ですから、私はできるだけ費用をかけないで行える町づくりについて提案し、執行部の考えを尋ねたいと思っております。

町民体育館東側の駐車場の南端にバスケットボールのゴールポストが一面存在をいたしております。

ポストが設置されているこの駐車場は、その面積の約半分が借地でしたが、今から十三、四年前ですか、国の実質45%補助の臨時経済対策事業で、この借地は地権者から購入されています。

ただ、この事業にのせるためには、若干の補修工事等を行うことが義務付けられたため、老朽化していた街灯の設備等をこの事業に盛り込んだ際、このゴールポストも併せて整備されたと記憶をしております。

当時、町長をさせていただいた私に、設置にあたり不安がないわけではありません。非行少年のたまり場になるのではないかと心配したわけですが、現在も夕方時や休日に若者たちが友人たちと遊ぶ姿を見て、ゴールポストを設置して本当によかったと思っております。

そこで、設置から今日までの利用状況を踏まえ、次のような提案を行いたいと思っております。

例えば、この駐車場を南北に二分し、東西にゴールポストを設置すれば、バスケットのフルコートができると思っております。もちろん周囲にフェンスを必要とする箇所はありますが、費用はそれほど必要ではなく、ちょうど宝くじ助成事業にその目的及び事業費が合致し、この事業を活用すれば町の費用は必要ないかと思っております。

アメリカでは通りに沿ってバスケットボールのフルコートが多く存在しますが、日本ではまだ見たことがありません。バスケットを楽しむ元気な若者たちがさらに増え、彼らが我が町を自慢できるようバスケットボールのフルコートを整備し、駐車場は閉鎖された時間を若者に開放することにより、駐車場の有効利用を図ってはいかがでしょうか。

町長の見解を求めます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 横山議員から「華があるまちづくりについて」（その1）として、ご質問をいただきました。

こうした議員のお考えを一般質問という場でお聞きし、広く住民の皆様にお考え

を示していただくことは大変ありがたいことであり、（その2）以降も大変期待しているところでございます。

しかしながら、冒頭の町に「活気がない」、「夢がない」というご表現は、私の耳に入ってくる住民の皆様の声とは、いささか隔たりがあるように思います。協働のまちづくり事業補助金制度による様々な取り組み、あるいは、その他の取り組みによって、私の目指す住民参加型のまちづくりは、着々と進んでいるのではないかとと思いますが、いかがでございましょうか。

とはいえ、議員がご指摘されるような住民の皆様の声があるとすれば、私が4期目の課題としている、「対話のまちづくり」のためにも、しっかりとそれらの声を聴いていかなければならないと考えます。

では、ご質問の詳細な答弁は、社会教育課長からいたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、社会教育課長。

○社会教育課長（岡部 禎） おはようございます。

4月1日から社会教育課長をしております、岡部と申します。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、ご質問の「ストリートバスケットボールコートについて」お答えいたします。

町民体育館東側の駐車場内にあるバスケットのゴールポストは、子どもたちの居場所づくりの一環として設置されたものでございます。現在も夕方や休日には子どもたちの元気な姿を見ることができ、子どもたちが集う場所として有効利用されていると実感しております。

その反面、一部の利用者のマナーが悪いため、問題が多いことも事実でございます。

例を挙げますと、深夜にバスケットをして騒ぐ、ごみの散乱が見られるなど、マナーを守らない。また、隣接する田んぼにボールが入り、作物に影響を与えるなどの苦情や、同じく隣接する幼児プールにボールが入り、フェンスを上って中に入るためフェンスを壊す。駐車場として利用しているときも、バスケットをして車にあてるなど、これまで多くの苦情が寄せられ対応に苦慮しております。

担当課といたしましても、注意喚起の看板や、職員や青少年指導員の巡回による注意喚起など対策を講じてまいりましたが、なかなか改善されないのが実状でございます。

一時はゴールポストの撤去も考えましたが、子どもの居場所づくりとしては必要であると考え、現在に至っております。

さて、ご質問のストリートバスケットボールコートについてですが、県内でこのような場所を設置しているところは約20か所で、ほとんどが公園内にあります。ゴール数1基でハーフコートがあるのが半数で、ゴール数2基でフルコートは2か所、残りはゴールポストのみとなっております。

横山議員の言われるように、「華のある町づくり」としては、県内でも珍しいストリートバスケットのフルコートの設置は一策であると考えますが、駐車場を南北に二分し、東西にゴールポストを設置してのフルコートの整備となると、三方に4メートルほどのフェンスが必要となりますし、出入口の1か所と、5～6台分の駐車スペースが使えなくなります。

また、本格的なコートを整備すると、注目を集めるかもしれませんが、町外からの利用者が増えることも予想され、本来の「子どもたちの居場所づくり」の意味合いがなくなると考えます。

そのようなことから、フルコートの整備につきましては、設置場所の適性や管理面などの課題もありますので、今まで通り、子どもたちが自由に遊べる「居場所」として活用したいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員どうぞ。

○議員（横山 久義） 今回から「華のある町づくり」のタイトルで質問をさせていただくわけですが、その一弾としては、スケールが小さいテーマではと思われるかもしれません。

しかし、私があえてこのテーマを最初に取り上げたのには理由がございます。

私も現役の町長のときは、自らアイデアを出したこともあります。このゴールポストに関しては、私のアイデアではありません。

それでは、どのようにして設置に至ったのかと申しますと、実は、当時の担当課長の熱心な要請によるものです。

私は、華のある町とは「住民の方が我が町を自慢し、誇りに思えるような町であり、町に住んでいて、わくわくするような町」だと思っております。

そして、そのような町を職員の皆さんはつくっていかねばならないわけですが、その際、最も重要なことは、住民の方がわくわくする町を作るためには、その推進役である職員の方もわくわく感を持って仕事をする必要があると考えており

ます。

ゴールポストは、当時の担当課長と担当課職員の皆さんの熱意で実現したことを、この機会にぜひ皆さんに知っていただきたいかったこと。

そして、まちづくりには、職員の皆さんのわくわくした情熱が必要不可欠であることを私自身痛感しているため、あえてこのテーマを最初に取り上げた次第であります。

ただいま、社会教育課長の答弁で、確かに現在のゴールポストにも色々な問題は生じ、これは何をするにしても問題は生じます。正直言って、問題が生じないようにするためには何もしないことです。しかし、それでは本当のまちづくりにはならない。

そして、例えばここをフルコートにすれば、確かに町外からの人たちも来るかもしれない。しかし、それはそれでまた受け入れてもいいんじゃないかなど。

そして、その中でいろんなやはり不都合があれば、例えば、隣の田んぼにボールが入る、これはフェンスをつくれれば済むことでありますし、隣の幼児プールに入ることも、フェンスを高くすれば済むことです。

ですから、もっともっとやはりそこは担当課としてですね、どうすればうまくいくのかということをしつくり考えて、そしてやはり、それでもなおかつ難しいということになれば、これはここには設置するのは難しいだろうということになるろうかと思いますが、そういう不安が先に立って仕事をするのではなくて、やはりどうしたらやれるかということをしつくりまで考えて、そしてなおかつそれで難しいとなればですね、それは断念するということ。

これは、ほかの仕事をするにしても同じことが言えるんじゃないかなと思いますんで、そういうところを今日難しいということ結論を出されているようですが、そこはやはりもっともっと掘り下げてですね、というのが、社会教育課長の先輩の課長がですね、一生懸命やはり考え抜いてつくったゴールポストだということを再認識してですね、その気持ちをやはり受け継ぐ形で、どうしたらそれはもっと充実されるのかということ、それはフルコートでなくてもいいんですけども、そういうところを少しでもやはり善戦するようなですね、考えを検討されるかどうか、その意気込みだけをですね、最後にお聞きしたいなと思っております。

どちらでも結構です。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま「華のある町づくり」に対する貴重なお考えをいただ

きましたが、詰まる所は私の考えと全く一緒でございまして、どなたが行政の長をされても、あるいは議会という立場でご出席されても、同じような思いを述べられるのではなかろうかと思っております。

私も日ごろから、「とにかく何かやってみようというところに必ず障害があるわけだから、それを乗り越えるようなこともしっかり考えていきながらやっていこうよ」と言うことで話しているところでございますので、今の議員のご意見を踏まえてですね、きっと社会教育課においても、しっかりまた考えることになろうと思っておりますので、そういうことを、ご示唆をいただいたということで答弁としたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 町長の答弁を期待しながらですね、質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部 寛治） では、質問順位 4 番、荒牧 泰範 議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号 1 2 番、荒牧でございます。

教育長に 1 点お尋ねいたします。

近年の大地震や集中豪雨に加え、北朝鮮のミサイル実験や中国による領空領海侵犯など有事となる恐れが絵空事でなく、実際に起こり得ることも視野に入れ、万が一に備え、総務省による全国瞬時警報システムが運用されております。

三浦町長は、防災の基本はまず自助とおっしゃいます。全くその通りだろうと思っております。

しかしながら、それは自衛能力を備えた方々へのもので、その行動がとれない園児や児童・生徒へは適切な指導・誘導が必要と思われれます。

校門をくぐるまでは保護者や地域の監督責任でしょうが、一度教育施設、敷地内に入れば、それらの危機から子どもたちを保護する責任は町にあると思っております。

もしこのジェイアラートの国民保護サイレンが吹鳴された場合に、各小中学校や幼稚園におけるマニュアルが作成されているのか、地震や物理的攻撃に対し施設内のどこが安全かなどを検証してあるのか、加えて避難訓練等が行われているのかを教育長にお尋ねいたします。

また、近年において、これまでの常識では思いもよらない猟奇的な殺傷事件などが多発しておりますが、学校・幼稚園への不審者による侵入が発生した場合の対策も併せてお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長、答弁を求めます。

○教育長（西 邦彰） おはようございます。

まず最初に、教育委員会よりおわび申し上げます。

6月初旬に教育委員会が開催いたしました、平成29年度篠栗町小中学校グラウンドデザイン説明会におきまして、要項の参加者名簿に文教厚生委員会の議員のお名前が記載漏れしておりました件につきまして、議員様はじめ、議会の皆様に多大なご迷惑おかけいたしましたことにつきまして、心よりおわび申し上げます。

誠に申しわけございませんでした。

今後、このような事案が二度と起こらぬよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、荒牧議員の「教育委員会の危機管理の現状を問う」のご質問にお答えいたします。

全国瞬時警報システム、通称ジェイアラートは、緊急地震速報などの自然災害情報や弾道ミサイル情報などの国民保護情報といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星及び地上回線を用いて送信し、市区町村の防災行政無線等を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝達するシステムでございます。

本町においては、平成25年度 防災行政無線のデジタル化に伴って、ジェイアラートの本格的な稼働を始めており、平成26年の伊予灘地震、本町においても震度4を観測した、平成28年の熊本地震で、緊急地震速報が町内に一斉放送されたことは町民の皆さんの記憶に新しいことかと思われます。

ご質問の町立小中学校、幼稚園での危機管理マニュアルの整備につきましては、小中学校では各校とも事故災害時のマニュアルを整備しております。その多岐にわたる項目の中に、地震、風水害時の対策もあり、災害状況を把握のための情報収集、教育委員会との連携、各種災害に応じて、校舎内外で児童生徒の安全確保ができる適切な場所への避難誘導、メール配信を含めた保護者への速やかな情報伝達などを定めております。

また、災害を想定した訓練は、児童、生徒、教員がマニュアルに定める具体的な行動が緊張感を持ちつつも冷静にとれるよう、年に複数回、実施しております。

町立幼稚園につきましては、危機管理マニュアルの策定を現在検討しているところですが、年3回、なかには南部消防署の方を招聘し、各種災害に応じた訓練を実施しております。

次に、「不審者への対応について」ですが、先に述べました危機管理マニュアル

の項目の中に整備されており、通学路上で遭遇した場合、学校に侵入してきた場合などを想定し、対象が不審者であるか否かの判断から、教員の対応や児童・生徒の具体的な避難方法を定めており、これに対応した訓練も実施しているところでございます。

さらに、不審者対策につきましては、教育委員会では、小学校の登下校時に合わせて、スクールガードリーダーによる青パトの巡回を実施しております。

併せて、児童・生徒の安全確保のために、地域の見守り隊の方々にも大変ご尽力をいただいております、心より感謝している次第でございます。

議員にご指摘いただきましたように、世界情勢が日々大きく変化しており、北朝鮮が4週連続でミサイル発射実験を行うなど、我が国においても、周辺諸国の動向は非常に気がかりであります。

また、近隣市町や町内においても不審者情報は絶えずあり、先日は幸い大事には至りませんでした。が、篠栗北中学校区において、モデルガンを持った立てこもり事件がございました。

教育委員会といたしましては、様々な事案に備え、町の宝である幼児・児童・生徒の生命・身体の安全を最優先に臨機応変な対応ができるよう、町行政との緊密な連携はもちろんのこと、地域・学校・関係機関と連携し、危機管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） まず1点目、確認ですが、小中学校において既にマニュアルを作成されている。その基、県教委からの流れなのか、こちらの教育委員会からの指導なのか、どちらなのかちょっと最初に教えてもらえますかね。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） 危機管理マニュアルにつきましては、1番最初に出てまいりましたのは、2001年の大阪大付属池田小学校における児童無差別殺傷事件以来、文科省並びに県教委より危機管理マニュアルの作成等の指示が出ております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） と言うことは、その全体管理としては、もう町でなく、国からの指導どおりにやっているというふうに認識してよろしいんですかね。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） 大筋で国の観点に基づいて各学校の特色、児童の実態、それから、学校の体制等につきまして、それぞれの学校独自のものを制定しております。以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 続きまして、幼稚園のほうですが、一番大事なのが幼稚園じやなかろうかと思うんですね、不審者対策に対しては。

なるべく早急なマニュアル作成と実施の訓練、訓練はやってらっしゃるそうなんです、それに沿った訓練をしていただきたいと思うんですが。

ただ、私の居住区が篠栗小学校校区ですんで、篠中、篠小、篠幼によく行かせてもらうんですが、篠栗幼稚園あそこ、こないだ卒業式の時でしたか、園庭内にやたら樹木が多過ぎる、不審者が入ってこられても陰に隠れてわからない。

そして、バイパス側と県道側にある垣根が詰まってしまっていて、いったん入られると外からの警備が、目が届かなくなるんで、非常に不安だという声があります。

これ早急に園庭の要らない樹木伐採、加えて垣根を半分開けていくっていうようなことが可能かどうかちょっと教えていただけますかね。

課長の方がよろしいんですかね。

○議長（阿部 寛治） どちらでもいいですよ。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長（野寄 勇） 毎年ですね、幼稚園の方からの要求でそういった見晴らしの悪い、管理ができないっていう樹木の伐採っていうのは、予算要求等であがってきております。随時、進めていっているところではございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 最後にお願いで、私も言われてみてみますと、全然見通しがきかないんで、予算苦しいのはよくわかりますが、何とか早急に予算付けをしていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○学校教育課長（野寄 勇） 現場等の確認もしまして、必要なものは要求していきたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これを持ちまして、散会といたします。

散会 午前11時02分

平成29年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月16日(採決)

平成29年 第2回 定例会 会議録

日時 平成29年6月16日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
		5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

4番 山 田 眞 士

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	久 芳 良 行
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	岡 部 禎

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） 皆さん、おはようございます。

本日は、山田 眞士 議員が病休のため欠席ですが、定足数に達していますので、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、6月12日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第22号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。村瀬委員長。

○総務建設委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第22号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」

篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、

- 1、軽自動車税について、グリーン化特例において税負担を軽減する制度の適用期限を平成31年3月31日まで延長するもので、平成29年4月1日から施行。
- 2、平成31年10月1日に消費税が10%に引き上げられることに伴い、自動車取得税が廃止となり、その際に軽自動車税に環境性能割と種別割の2つの税目を創設するもので、平成31年10月1日から施行。
- 3、法人住民税の法人税割の税率を現行の12.1%から8.4%に引き下げるもので、平成31年10月1日から施行。

4、固定資産税の税負担軽減措置である「わが町特例」について、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育事業等の用に供する家屋・償却資産及び緑地管理機構が設置・管理する公開緑地の土地について、その特例率を条例化するもので、平成29年4月1日から施行であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行いたいと思います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第23号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第23号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」

篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第26号）が、平成29年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する「所得判定基準」について、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減の基準に

については5,000円、2割軽減の基準については1万円引き上げるものです。

なお、本条例は、平成29年4月1日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3、議案第24号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」、平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第24号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」

平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

本議案は、地方自治法179条第1項の規定により、平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,499万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億828万6,000円とするものであります。

予算の内容は、平成28年度国民健康保険特別会計予算に歳入不足が生じたこと

に伴い、平成29年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金1億2,499万9,000円を追加補正するものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4、議案第38号「篠栗町放課後児童クラブ条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第38号「篠栗町放課後児童クラブ条例の制定について」

本議案は、篠栗町児童館設置条例及び篠栗町放課後児童クラブ規則に基づき実施している、児童館での放課後児童クラブに加え、篠栗町立小中学校管理規則第4条第1項第3号から6号に規定する休業日において休業日拡大放課後児童クラブを設置するにあたり、必要な事項を定めるため、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、町立児童館で実施する放課後児童クラブ事業に関し、保護者のニーズが高まる小学校の長期休業期間に対応するため、拡大放課後児童クラブを開設することに必要な事項を定めるもので、これに伴い、これまで篠栗町児童館設置条例第6条に規定した事業について明確にするため、新たに条例を制定するもの

であります。

平成29年度の拡大放課後児童クラブは、7月21日から8月31日までの夏季休業日の期間において、各児童館で実施する事業に加え、新たに勢門小学校内及び尾仲大柳集会所の2か所で、定員をそれぞれ30名とする児童クラブを開設するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第39号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第39号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行に伴い、人事院規則が改正され、所要の措置を講ずる必要が生じたため本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改定の内容は、

- 1、「養育里親」と「養子縁組里親」が法定化されたことにより、引用している条文の改正を行うもの。

2、地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する「育児休業承認」、「育児休業期間の延長」、「育児短時間期間の承認」に関して条例委任されている特別な事情として、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を認めるものです。

なお、この条例は、平成29年4月1日に遡って適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第40号「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第40号「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町児童館設置条例に、管理及び運営に関する事項を追加し、町立児童館の法人等への運営の委託について、要件を明確にするため、本条例の一部を改正するにあたり、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、本条例第3条に、管理及び運営を追加し、法人等への業務委託について規定するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第41号「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第41号「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,545万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ96億6,673万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、

地方交付税 1,768万2,000円増

分担金及び負担金 54万円増

国庫支出金 39万6,000円増

県支出金 159万6,000円増

繰入金 1,511万1,000円増

諸収入 187万8,000円減

町債 4,890万円減

歳出につきましては、

議会費 31万3,000円減

総務費 308万3,000円減

民生費 124万円減

衛生費 657万7,000円増
農林水産業費 219万2,000円減
商工費 303万8,000円増
土木費 3,968万6,000円減
消防費 1万2,000円増
教育費 559万3,000円増
諸支出金 1,584万1,000円増

また、債務負担行為につきましては、粕屋南部消防組合分担金（平成28年度同意債元利償還金）について、期間を平成29年度から平成33年度までとし、限度額1,318万7,000円の債務負担行為を行うものです。

地方債につきましては、緊急防災・減災事業債を450万円追加し、自然災害防止事業債5,000万円及び防災基盤整備事業債340万円を廃止しております。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第42号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第42号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ407万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,235万7,000円とするものであります。

なお、予算の内容は、全て人事異動に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略をいたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第43号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第43号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

本議案は、平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から、歳入歳出それぞれ334万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億782万7,000円とするものであります。

なお、予算の内容は、全て人事異動に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第44号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第44号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」

本議案は、当該予算において造成地の樹木伐採・準備工事・防災工事並びに造成工事の本年度分と、雨水排水路となる津波黒水路保護のための測量・地質調査等の費用を補正するもので、歳入歳出それぞれ6億778万9,000円増額し、予算総額をそれぞれ6億7,299万2,000円とするものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第45号「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第45号「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」

本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から人件費の補正に伴い、収益的支出355万7,000円を減額し、収益的支出の予定額を8億2,560万円とするものであります。

なお、収益的支出の額に対し2,080万9,000円の黒字予算とするものであります。

次に、既決の予算第4条に定めた、資本的収入及び支出の予定額から建設改良費の確定に伴い、資本的支出5,000万円を追加し、資本的支出の予定額を5億9,206万5,000円とするものであります。

また、企業債の補正に伴い、資本的収入5,000万円を追加し、資本的収入の予定額を4億6,320万1,000円とするものであります。

なお、資本的支出額に対し不足する1億2,886万4,000円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略をいたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 質疑ではなくて、収益的支出の総額をもう一度確認してもらえますか。

○議長（阿部 寛治） 数字の誤りですか。

はい、村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎）

訂正します。

8億2,556万円でございます。

失礼いたしました。

○議長（阿部 寛治） よろしいですね。

ほかに質疑はないですか。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第46号「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第46号「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」

本議案は、既決の予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額に人件費の補正に伴い、収益的支出5万5,000円を追加し、収益的支出の予定額を5億300万6,000円とするものであります。

なお、財源につきましては、繰越利益剰余金などで補填するものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしてお

ります。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに記載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました、委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 平成29年第2回定例会の閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

専決処分を求めることについて3件、篠栗町農業委員会委員の任命についてをはじめ人事案件13件、篠栗町放課後児童クラブ条例の制定についてなど条例案3件、平成29年度補正予算6件の上程いたしました25議案すべてにつきまして可決いただきましたことに感謝いたします。

特に、篠栗町農業委員会委員の任命につきましては、現農業委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律の改正に基づき、選出方法が改められ、公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方式による最初の選出でございました。議会の同意をいただき、誠にありがとうございました。

議案第44号「平成29年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）」では、いよいよ立木伐採と造成工事の一部等の予算についてご審議いただきました。

初めてこの事業における歳入見込み額をお示しし、採算性を重視しつつ、将来の税収確保、雇用の増大等を視野に入れた事業であることを改めてご説明することができました。今後は、できるだけ詳細に議会をはじめ住民の皆様に、これからの予定や工事の経過をご報告申し上げ、ご理解をいただくよう努めてまいります。

従来から申し上げておりますが、産業団地整備にあたって、事業者の開業開始に至るまでの工程表がしっかりできているか、その工程を計画どおりに進めるための組織図は無理なく無駄なく作り上げられているか、実行に支障のない組織であるか、その間のキャッシュフロー表は納得性のいくものかが大事なポイントとなるわけでございます。

工程表、組織図、キャッシュフロー表の、いわゆるプロジェクトの「三種の神器」をしっかりとつくり上げ、節目の期限に遅れないように実行していくことこそ最も重要でございます。特に、キャッシュフロー表、つまりはお金の流れでございますが、これは議員の皆様にはしっかりとご理解いただけるよう、今後とも説明を怠らないようにしたいと考えております。開業まで3年の大プロジェクトでございます。篠栗町が地方交付税に過度に依存しなくて済むように、自主財源の増加を図って自立への一步を踏み出すために、予定どおり完成したいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

今週の国会の動向を見てみますと、成立した法案の是非は控えますが、成立過程においては、いささか首をひねりたくなるような事態が続いているような気がいたしております。篠栗町町議会においては、国会のドタバタ劇とは違い、しっかりした委員会での審議、本日の採決と開かれた議会に相応しい定例会であったと感じた次第でございます。

6月9日にあった西日本政経懇話会では、片山 善博 早稲田大学教授は、「そもそも地方創生という課題が起こる前提となった人口の緩慢な減少は、病気でいえば生活習慣病であり、特効薬などはない。じわりじわりと体質を元に戻していかなければならない。わずか5年で結果を残そうと思うことは大間違い。しかし、この機会に生活習慣病改善のきっかけ作りをしっかりとしないといけない。地方創生は自分たちの地域の改善を自分たちがやらなければいけない課題である。」とお話しになりました。

地方創生も後半戦、わが町におきましても「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実行による体質改善の成果を勝ち取るために、職員一丸となって更に努力を重ねてまいります。議員各位におかれましても、多くの人が行き交う自然豊かな福岡都市圏の代表的な町「個性ある篠栗町」の更なる発展に、自治の両輪としての更なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。平成29年第2回定例会の閉会のご挨拶といたします。

長期間どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもって、平成29年第2回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時44分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

大楠 英志

篠栗町議会議員

横山 久義
